

議案第 3 号

山口県都市計画審議会会長 様

令 6 都 市 計 画 第 1 1 3 9 号
令和 7 年（2025 年）2 月 6 日

山口県知事 村 岡 嗣 政

宇部都市計画道路の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画道路を変更することについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

宇部都市計画道路の変更（山口県決定）

宇部都市計画道路の変更（山口県決定）

都市計画道路中 3・4・13 東海岸線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	3・4・13	東海岸線	宇 部 市 岬町三丁目	宇 部 市 大字西岐波 字 大 沢	宇 部 市 亀 浦 五 丁 目	約 2,230m	地表式	4 車線	20m	・ 幹線街路と平面交差 3 箇所 ・ JR 宇部線と立体交差 1 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・4・13 東海岸線

東海岸線は、起点の宇部市明神町三丁目において岬沖空港線に接続し、終点の宇部市大字西岐波字大沢において柳ヶ瀬丸河内線と接続する幹線街路として、平成15年に都市計画決定されています。

東海岸線のうち、八王子町から岬町三丁目までの区間は未整備となっており、この未整備区間については、社会情勢の変化により都市計画道路としての将来交通需要が見込めず、岬沖空港線等の周辺道路により交通機能の代替が可能であること、また、本区間の周辺は住宅等が立地し、既に市街化が図られていることから、都市計画道路として整備する必要性は低下しています。

このため、道路計画の見直しを行い、起点から岬沖空港線との交差部までの区間を廃止し、宇部市岬町三丁目を起点とし、終点に接続する幹線街路に変更するものです。

新 旧 対 照 表

都市計画道路 3・4・13 東海岸線

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
旧	幹 線 街 路	3・4・13	東海岸線	宇 部 市 明 神 町 三 丁 目	宇 部 市 大字西岐波 字 大 沢	宇 部 市 大字沖宇部	約 4,150m	地表式	4 車線	20m	・ 幹線街路と平面交差 7 箇所 ・ JR 宇部線と立体交差 1 箇所	
		車線の内訳		2 車線			約 550m					
				4 車線			約 3,600m					
		幅員の内訳		16m			約 550m					
				20m			約 3,600m					
新	幹 線 街 路	3・4・13	東海岸線	宇 部 市 岬町三丁目	宇 部 市 大字西岐波 字 大 沢	宇 部 市 亀浦五丁目	約 2,230m	地表式	4 車線	20m	・ 幹線街路と平面交差 3 箇所 ・ JR 宇部線と立体交差 1 箇所	